

「令和5年版 国家公務員 給与のてびき -その仕組みと取扱い-」 正誤表

○61ページ（7. 昇給：〔例〕(2)及び(3)）

正	<p>(2) 勤務しなかった日数のうち、人事院の定める事由（※）以外の事由の日数 欠勤4時間+病気休暇（私傷病）<u>50</u>日 = <u>50</u>日4時間 ⇒ <u>50</u>日（端数切捨て）…㉑</p> <p>(3) ㉑41日 ≤ ㉒<u>50</u>日 < ㉓122日</p>
誤	<p>(2) 勤務しなかった日数のうち、人事院の定める事由（※）以外の事由の日数 欠勤4時間+病気休暇（私傷病）<u>51</u>日 = <u>51</u>日4時間 ⇒ <u>51</u>日（端数切捨て）…㉑</p> <p>(3) ㉑41日 ≤ ㉒<u>51</u>日 < ㉓122日</p>

謹んでお詫び申し上げます。

令和5年10月

一般財団法人公務人材開発協会
人事行政研究所